

簡易専用水道給水開始報告 審査基準

水道法

第3条第7項

この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

水道法施行細則

第23条

法第三条第七項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(別記第三十一号様式)により知事に報告するものとする。ただし、簡易専用水道の設置者が東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出を行った場合は、この限りでない。